

関西労災職業病 11月号

(通巻第149号)

関西労働者安全センター 1986.11.10 発行

大阪市西区新町2丁目19番20号 西長堀ビル4階

☎ 06・538・0148 [〒550] 郵便振替口座 大阪6-315742

100円



●振動病打ち切りを阻止しよう！	1
●学習のページ レントゲン撮影を考える②	4
●放射線被曝線量基準問題	6
●住友電工中労委の闘いを終えて	8
●前線から(ニュース)	9
●全港湾大阪支部じん肺一斉検診始まる	15
●学習会「VDT作業の眼精疲労」案内	16
●みんなでやろうストレッチ体操	17

振動病打ち切りを阻止しよう！

五ハ五振動病通達を撤回させよう！

現在、全国各地で反対運動が取り組まれている振動病に対する労災保険の適用範囲の制限問題について、労働省は去る十月九日に全国の労働基準局へ「振動障害の治療指針について」（基発第五八五号、以下、五八五通達）という通達を発令していることが判明した。

五八五通達は、労働省の委託を受けた石田一夫氏（山口労災病院長）を座長とする八名の医師によって構成される「振動障害の治療等に関する専門家会議」が、一九八一年以来の検討結果を今年七月にまとめた「振動障害の治療等に関する検討結果報告書」に基づいたものである。

本誌先月号でも述べたように、この専門家会議とは、労働省の意向を忠実に守ろうとする、御用医師集団にほかならない。

では、その改「正」点の主な内容を見てみよう。
一、振動障害の病像について
末梢循環障害、末梢神経障害及び運動器（骨・関節系）障害（以下、三障害という）以外のものは振動障害に含まれないこと。

二、治療について

振動障害の治療効果については、各障害ごとに治療効果が期待できると考えられる治療期間の目安が示されたこと（各障害ごとに、治療開始版である。それも振動病患者の療養を受ける権利さえも奪う、極端に言えば患者に対して「死ね」と言わんばかりの内容をもつたものである。それは他の機会にゆずり、次に前記

二点につき、その問題点に簡単にふれておくる。

一、について

なぜ振動障害の病像をこの三障害に限定したのか、その根柢が全く明らかにされていない。

専門家会議の五年間にわたる「調査報告書」にもこの点に関しては、一言も触れられておらず、実際の調査もこの三障害に関してのみ実施され、他の障害に関しては一切調査が行われていない。

たとえば、日本産業衛生学会においても報告されている自律神経、内分泌系の異常などに関しては、一切触れられておらず、はなから調査対象から外されているのである。すなわち、専門家会議の主張は現在の医学界の中でも広く認められているものではなく、一部の学者の意見なのである。

二、について

「調査報告書」からは、二〇四年

を過ぎると治療効果が著しく上がらないということしかいえない。治療効果が期待できるか否かを判断するためには、治療を中止した場合に症状が増悪することがないことの確認、検討が必要であるにもかかわらず、そうした調査はなに一つ行っていない。こうしたいい加減な調査に基づいて、たとえば、土生医師（奈良県立大淀病院長）のように、「治療開始四年後において、症状固定として取り扱うことがよい」などと言われては、たまつたものではない。

これまでに七年あるいは八年の療養の結果、就労可能となつた例はいくつもある。もし五八五通達が実施されるならば、そういうた可能性は一切断たれることになる。

現在までに、六八名の医師の意見が集められ、そのうちの大多数が、新通達に疑問、あるいは問題があると述べている。今後は、更に多くの医師の意見を聞き集めるとともに、医師会へと問題を拡大していくところである。

各地で

中央で労働省交渉を行う一方では、現在、全国各地で全林野、全山労、労働者住民医療連絡会議（以下、労住医連）、各地域センター等が中心となり、振動病打ち切りを阻止すべく反対運動を展開しており、各地の開会について簡単に報告しておく。

（北海道）

全山労協、北海道医療生協（緑愛病院）等が中心となり、まず、道内医療機関で振動病治療にあたっている医師に対して、労住医連の書いた意見書を提示し、それに関する考え方、意見を集約している。

現在までに、六八名の医師の意見が集められ、そのうちの大多数が、新通達に疑問、あるいは問題があると述べている。今後は、更に多くの医師の意見を聞き集めるとともに、医師会へと問題を拡大していくところである。

また、北海道労働基準局と粘り強い交渉が展開されており、たとえば

振動障害は個々の症状がいろいろと違うので、三障害以外のものでも給付の対象とする一との局見解を引き出している。これは、新通達の範囲を越えるもので、開いの成果の一つである。その他にも、地方議会での反対決議、道内各地での総決起集会が開催されるなど連日大規模な開いが行われている。

(高知)

高知労安センター、全山労、四国労働病院等が中心となり、労基局交渉が重ねられている。また、現在、振動病治療を行っている四〇医療機関のうち三八の医療機関が通達実施に反対を表明している。高知県総評、全山労高知県本部等では反対決議が上がっている。十一月二〇日には、全山労による県交渉が予定されている。

その他、愛媛、山口、大分等の地域においても基準局、自治体当局交渉、大衆集会等が開かれている。

この開いは、ますます反動化を強める労働行政、とりわけ一九八二年の三七五通達による針灸治療制限を契機とする労災治療早期打ち切り政策、労災医療全般への締め付け攻撃に対する反撃であり、単に振動病に限定される開いではないのである。振動病開争をバネとして各地、各職場における労災職業病開争を強化しよう。

白ろう病の実態を
赤裸々に証言

——白ろう病患者、家族の手記集——

山峡に哭く

額価：1000円（送料別）
発行：全国山林労働組合

安全センターで取り扱います。



胸部レントゲン撮影を考える

(2)

放射線被曝と労働研究グループ

I 結核

結核の病能

でない。いすれにしろ抵抗力を減退させるあらゆる状態はこの素因となり得る。すなわち、栄養状態の不良、心身の過勞、非衛生、重い病気などは、皆発病を促し、あるいはその進展を助長する。

その初期症状は、セキ・たんや微

熱・だるさ・寝あせ等である。血液中に白血球が増加し、また血沈（赤血球沈降速度）が大きな値となることが多い。たんを顕微鏡検査又は培養検査すれば結核菌を発見できることが多い。約半数の肺結核患者がかへ血を経験すると言われる。肺の症状は、聽診器で行ういわゆる聴打診

遺伝的なものであるかどうかは明確

では初期はとうえにくく、一方X線撮影ではごく初期においても特徴的な像が得られるので、X線胸部撮影は極めて重要視されてきた。撮影法も、間接撮影、直接撮影、断層撮影、高压撮影、造影法等が利用されている。

従来より、初期肺結核は自覚症状が乏しく、本人が異常を訴えた時にはすでに病気が進行してしまっている場合が多いとされていた。このことが無差別・強制方式で集団検診を行う必要性の根柢となっていたともいえる。しかしながら、実際には患者の四分の三程度は初期に自覚症状

を持っていたこと、新患者発見のやはり四分の三は本人の医療機関受診によるものであること、等が明らかになってきて、肺結核は從来言われてきたような初期症状の少ない病気ではないことがはっきりしてきた。

さて、肺結核は次の様に進展する。

感染がおこると菌は肺に達し、肺とその近接するリンパ節に炎症をおこす。この初期変化は大部分が先天的な抵抗力のために治癒し、数週間後には菌の毒素に対する過敏性があらわれる。これがツベルクリン反応の陽転で、ここまでほとんどすべての人類は成長の間に経験するのであるが、この初感染期に抵抗力の弱い例ではついに結核の発病に至る。

この時、結核菌は身体の諸臓器に拡がり、急性の炎症をおこすが、その後一定の臓器（多くは肺、その他には腸・腎など）に固定し、慢性の炎症を増殖していく。急性期をすぎれば症状は安定し、病氣の進行は停

止したように見える。しかし何うかの事情で抵抗力が弱ると、急速に病気が進んで新しい病巣に拡大することがある。これをショートと呼び、この急性期は数週または数ヶ月の内に再び安定し病氣の進行は停止したよう見える。このショートと安定期がいろいろな形で組みあわされ（場合によっては別々の場所のショート・安定期が同時進行で変化することもある）るため、結核は複雑な病状を示すと考えられている。

初期以降の症状は、菌の毒素の働きと病巣組織の崩壊の為に起こる。全身的には倦怠感・体重減少をきたし、発熱・発汗は特にショートの時に多く、不快な寝あせもおこることが多い。呼吸器の症状では、セキとタンが最大の症状で、これは肺の病巣が多くタンを排出するからである。肺の病巣の拡大が統けば、肺の組織は崩壊し、呼吸困難や心不全に至る場合もある。

結核の症状は一般に数年あるいは數十年にわたって慢性にすすむことが多い、その間ある時は病気が進行し、ある時は安定化するという複雑な経過をたどる。一方、病氣の勢いを押さえこめれば、病巣を包みこみ空洞を縮小・消失させることができ。これは自然に起ることもあり、また化学療法によって強力に促進することができます。病巣が完全に石灰化してしまえば、結核菌は退治できただと考えられるが、単に活動を停止している場合には、再発の可能性を常を持つている。青年の時感染した結核が、数十年後老齢となつて抵抗力の弱まつた時に活動を再開することはよく見られることがある。

結核は從来は「不治の病」として恐れられてきた。現在も重い病氣であることに変わりはないが、強力な化学療法剤が出現したおかげで、基本的には治療が期待できる病氣となってきている。しかしながら、現在も年間約五千人が結核の為に死亡している。（一九八二年で人口十万人あたりの結核死亡率は約四・五人）

放射線被曝規制緩和に反対しよう！

政府・放射線審議会は、改訂案を撤回せよ！

内容は大変な改悪となる。

①線量基準の緩和

現在、いくつある放射線作業規制法には、殆ど同じ規制のための一技術的基準が組み込まれている

(今回の改訂は、その中の、放射線作業の被曝管理を中心に扱う)。

そのため、改訂は、多くが法律本文の変更でなく、政令、指針の変更で示すということになる。したがって、国会審議にかかるいか、かかっても一部になる可能性が高く、それだけ、早急にかつ具体的な取り組みが要請されている。

②個人被曝線量測定の手抜き
年間一、年間で統一し、短期により多く被曝しても適法となる。

③被曝記録のスソ切り
年間〇、五レムを越えなかつた者の線量測定はしない。

④健診の手抜き
医療法など。
射線関係では、最大の改訂であるが、

もしく、このまま実施されれば、放

射線関係では、最大の改訂であるが、

主な改悪点は以下の通り。

どうしが改悪か

従来より、健診項目を減らす。そ

年度に、日本の全原発33基で被曝し

科学的根拠の なり改悪

の上で、従来一すべての放射線作業従事者は、就業前と三ヵ月に一回一たつたのを、一〇、五レムを越えそれが、就業前だけで、定期健診なし。五は就業前だけ、定期健診なし。

、五を越えそうな者は、就業前と年一回」とする。

④環境測定の手抜き

事業所ごとに、どのくらい以上は記録するかなどを指針で決めます。

記録のスノーリングとなる。

このように改訂案の目的は、明

づかに、放射線線防護の一合理化一

経費節減だ。それは、ICRP

「百年勧告の基本的性格である一経済性優先」の考え方をストレートに反映したものにはかなうない。

労働者被曝の 現実と法令改悪

通産省の被曝統計によると、八四

た労働者数は、五万一五一〇人（核燃料施設を加えると、五万八二五七人）そのうち、下請労働者は、数で八八五、総被曝線量で九五五に達す

る。九五と八八の差は、下請労働者

に高線量被曝が集中していることを表している。こうした労働者被曝の

現状は、資本にとって、放置できな

くあまりに高くつくなって

おり、原発老朽化で、大幅に被曝が

拡大するする日も目前に迫っている。

その対応策が、今回の改悪といえる。

八四年度で、年間〇、五レム未満

の被曝だった者は、全体の八四五、〇、五五一、五は、十三五、一、五

以上は、三五である。従って、例え

ば、③④をあてはめると、九七五に

ついで個人被曝線量測定を廃止、

八七五は一切健診なし、被曝もゼロ

とみなされてしまうのである。

ICRP勧告がそう言っています

で引き下がっては、政府の思うツボ

だ。ICRP勧告、一意見具申の

根拠は何かと迫っていくことが必要

である。

街のなかから

住友電工差別賃金 撤廃闘争を終えて

住友電工労働者 池野 竹雄

去る九月五日、住友電工に対し九年間、差別賃金撤廃を求めて闘つて来た住電の六人の仲間は、中労委の斡旋により和解が成立しました。安全センターへ闘争支援のお礼の原稿が寄せられました。

一九七六年七月、住友電工の工作課旋盤工高松登氏が職場で倒れ死亡した。昼休み時間に心筋梗塞による急死であった。

た。

会社も、労働組合からも労災の一勞一の字も出なかったが、私たちにはこの労災認定闘争に取り組んだ。調査の段階で高松さんの奥さんから報告を受け、職場の末端職制によるためにいかに体をすりへうすか、工手二級という職分は、腕を買われな事を知る結果ともなった。また、

労基署の中にはさんで、住友電工の回答は建前の報告であって、具体的な内容は現場の実感とへだたりがあった。一九七七年四月、高松労災認定を勝ちとったことは、住電闘争に新たな方向を示した。

例えば、昼夜勤労労働者が引き継ぎを行う時間が延長になり、時間外労働に対して賃金が支払われない事態が生じた。このとき、西野田労基署に未払い賃金の支払いを指導するよう申し入れ、指導を行わせた。その後、十五分間未払い賃金の裁判闘争を進めていった。

このように、高松労災認定闘争は私たちに運動の方向を変えさせ、差別賃金撤廃闘争はその延長線上にあつたといえる。

一九七七年九月、大阪府地方労働委員会に対し、活動家の差別賃金撤廃を求める申請を行つた。その頃は、前任の榎本事務局長が頑張つておられた。当時、常任の桑原氏は被災者

低賃金の労働者が、個人の努力で賃金を多くするためには、言いたい不満を押さえ、有給休暇すら返上させねばならない実態があつた。

認定申請の意見書を作成するにあたって、高松氏の賃金調査はいろん

同盟の担当でもあり、地労委傍聴動員のお願いに行くと、話にのってくられた。

「住電差別賃金撤廃を闘う労働者

を支援する会」という長い名前の会が発足し、大阪を中心とする、労働組合、民主団体に対して支援のお願いに廻ったが、初めは「何ですか」という調子で運動を理解してもらいうまでに何度も足を運んだ。

しかし、安全センターに結集する労働組合や団体は、先の高松労災闘争によって私たちを知つて貢つていてこともあるので、すんなり支援要請を受け入れて頂き、大変助かった。

闘争は、大阪地労委に五年、中労委は和解交渉も含め四年間もかかり、長期間の闘争となつた。

その間、15分間未払い賃金裁判は

地裁で敗訴したが、直ちに控訴し、大阪高裁の和解勧告により百万円を受け取ることで解決するなど、その都度、支援を頑張り抜いて來た。

安全センターの基本的な方向である一安全は労働者の諸権利の拡大によって労働者が守るものであり、労働組合がいかに主体的に取り組むかにかかわることだ。

住友電工において私たちは住電の組合員と共に労働者の権利を守り、地域の労働者を含む多くの労働者との撲滅はあり得ないと考える。

地域労働者と連帯した闘いでこそ労災の撲滅が

九年間を経過して住友電工の職場を見る時、改善された点もあるが、とりまく労働条件は総体的に良くなっている。

労災の問題をとつてみても、住友

電工大阪製作所において、この間に二名の死亡事故を出している。労働時間についても、一ヵ月50時間の残業はあたりまえで、月に一週間以上も長く働いていることになる。

労働環境の確保は、そこに働く労働者が守るものであり、労働組合がいかに主体的に取り組むかにかかわることだ。

住友電工において私たちは住電の組合員と共に労働者の権利を守り、地域の労働者を含む多くの労働者との連帯して闘う以外に、労災・職業病の撲滅はあり得ないと考える。

住友電工差別賃金撤廃の闘いの終結にあたり、新たなる決意を表明すると共に、今日まで暖かいご支援を頂いた各位に、心からお礼申し上げます。

前線から

北 摂

職場健診現状調査

結果もとに安衛対策強化

自治労北摂ブロック共同

十一月十七日の各市町の現状について調査をおこなってきたが、そ

なしそしておうす、今後の活動にかかるといえよう。各単組のかかえている職種ごとの問題点などを、

の結果についての報告も同時に行つた。

北摂ブロックでは重点課

題として労働安全衛生対策をあげているが、まだまだ統一的な具体的取り組みはなしそしておうす、今後の活動にかかるといえよう。各単組のかかえている職種ごとの問題点などを、

全国的にも北摂ブロックがモデルケースとなるよう活動を進めたいところであります。

大 阪

印刷工場の火傷災害

会社の責任追及へ

の第三回定期総会が開かれ、特別記念講演として松浦良和氏が「職場における健康管理の進め方」と題した講演をおこなった。

すでに、九月号で掲載し

たように北摂ブロックでは、安全衛生担当者会議と安全

セントラルが共同で職場健診

零細印刷工場労働者の大
火傷災害について、調査を

始めている。

従業員二人の印刷工場に
り、下肢に大火傷を受ける
石油ストーブの火が燃え移
いたところ、そばにあつた
災として労基署に届け出た
ためやっと労災補償を受け
たものである。

しかし、入院治療を続け
ながらも下肢にかなり大き
い障害が残ることがはつき
りしており、○さんの将来

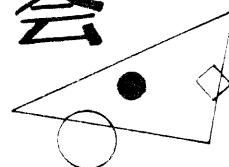
を相当制限することはあり
りに明白である。また、〇
さんは一〇歳を過ぎたばかり
であり給与も低く、障害

補償もとても充分なものと
は言えない。

こうした点も踏まえて、
事業主の労働安全衛生法違
反の実態などを充分調べた
上で対応策を検討していく
予定である。

た、労働者の性格の強い経
営者、一人親方、内職、個
人タクシー運転手は、特別
加入制度が利用できるとい
った内容を学習した。

在日同胞労連が 労災問題で学習会



大 阪

十月一七日、市立労働セ
ンターにおいて、在日高麗
労働者連盟主催の第五回労
働教室「労災について」が
開催され、安全センターから
講師として片岡が参加し
た。

内容は、主として、在日

同胞労働者が労災補償を受
けるための条件や手続きに
ついて。基本的には、労災

補償

(労災保険を含めて)

は、国籍の如何を問わず労
働者すべてに受ける権利が

特に、在日同胞に多い、
零細企業、飲食店等の場合
親族経営であっても労災保

が適用される。

の対価として賃金を受け
いる関係があれば、それが、
パートであろうと、アルバ
イトであろうと労災保険法

◇ 残部あり。

VDT労働の
安全衛生対策

資料集

B5版69頁

二五(円)×冊数+二四(円)

安全センターまで

岩佐訴訟

鑑定人尋問終わる —— いよいよ終盤へ ——

の証人調べが行われた。こ
の法廷では前回に引き続き、
原告側申請の鑑定人の尋問
が行われた。

まず、二人の鑑定人のう
ち青木敏之氏が証人席に座
り、日本原電側代理人が

十一月六日午後一時より

大阪高裁で岩佐訴訟控訴審

放射線被曝によって脆弱になつた部位に虫刺症、細菌感染などの刺激が重なつたために発症した皮膚炎である」との結論について尋問を行つた。日本原電側は、鑑定書の印刷上の誤植について細かく質問したが、ついにその結論部分については有効なケチ付けができずカラ振りに終つた。

続く菱沢徳太郎鑑定人は、放射線に被曝すればその部位が極めて脆弱なものとなるため治療のため放射線を

当てた場合、その部分を保護するのは常識である、と証言した。日本原電側は、そんなことはどこの教科書

に書いてあるのかと聞いたが、それに対しては「どこかの本にも書いてあることではない、再発は認めないとある」と答えた。

書面による論争に舞台は移るべがすべて終了し、今後は十二月十六日午後二時から

この日で鑑定人の証人調査が終了し、今後は十二月十六日午後二時から

の法廷に注目したい。

自主管理・生産を行つてきるものと考えられる。次回、自主管理・生産を行つてきている。

交流会参加者の、保母をはじめ多くは、ふだんこう

した現場に来ることはあまりないし、居残つて工場を案内してくださった小田委員長との交流も和氣あいあいとして有意義であった。

次回は、十一月二六日六時

東 南 学習見学も

九月二十四日、東南地域労

災職業病問題交流会の例会

講師金銅正夫氏（全林野）

現状とこれまでの闘争経過

と教訓について報告した。

十一月七日の交流会は、

於、平野区役所

が一公務員の労災職業病認

定」をテーマに開かれた。

いつもと趣向を変え、全金

東栄鉄鋼支部の職場を訪問

した。東栄鉄鋼支部は、七

四年に結成された。八〇年

具体的には、大阪市職民生

局支部保母の中辻さんが、

東栄鉄鋼支部の職場を訪問

した。東栄鉄鋼支部は、七

四年に結成された。八〇年

に会社は右翼を動員しての

全員解雇攻撃を仕掛けて來

たが、これをはねかえし、

八二年には、倒産攻撃がか

けられ、以来、組合による

大阪

民間保育労働者が 職業病学習会を開催

厳しい保母の労働実態

十月三〇日、市立労働センターにおいて、大阪地域合同労組福祉部会は、一保育労働者の労災職業病一をテーマに学習会を行った。安全センターも講師として参加した。

保育労働者の職業病である頸肩腕障害、腰痛についてのスライドを写しながらの解説を中心に進められた。スライドは、保母の一日の労働様には、前屈み、中腰、抱きかかえなど頸肩腕、腰に対する負担作業が如何に多いかを示し、職業病の

実態の一例として、八三年、八六年に行われた大阪市職

民生局支部自主健診の結果

が紹介された。また、そ

ープの問題がある。この日も話題にのぼり、取り組みの必要性が痛感された。

受講者の希望にそえなかつた面もあつたと言える。セ

ンター事務局では、今後の方向として、地域別、業種別の労災職業病講座や、やや専門的な課題についてのセミナー形式の学習会などをもつと充実することによつて答えていきたいと考えている。

大阪

第六期労職講座終了

地域・職種・階層別

単組、単産そして地域で

更にタイムリーに講座企画していくため、読者の皆さんの協力を願いしたい

第六回労災職業病闘争講含めると平均四〇名強の参座はこの十一月五日をもつて終了した。修了者は一六名で、一講座ごとの参加を

労災職業病センターの所長

した実態とは裏腹に、労災として認められるケースが少ないことも訴えていた。ところで、保母の職業病は頸肩腕障害、腰痛ばかりではなく、従来から言われてきているものに声帯ボリ

ー公害と労災職業病」と題した講演を受け、参加者には経験を持つ田尻宗昭氏の大変な感銘を与えた。

今年は例年と異なり、全六回に凝縮したことから、

一九八六年年末力ンパのお願い

各位におかれましては、年末闘争をはじめとする様々な取り組みにお忙しいことと存じます。また日頃から担当安全センターへの御指導、御協力に対しまして心よりお礼申し上げます。

さて、今年は、七月の衆参同時選挙における自民党の圧勝をしてこととして、国鉄分割民営化・国労つぶしを頂点とする資本・政府の反動攻勢が昨年にもまして押し進められてきました。また、急激な円高という状況下において、各職場で合理化、首切りの嵐が吹き荒れ、労働者の基本的諸権利が侵されていこうとしています。

労災職業病闘争の現場においても、昨年の労災保険法改悪に引き続き、振動病に対して不当極まりない攻撃がかかりうれてきました。その病像を、局所症状に限定し、治療を最大四年で打ち切るという科学的にも根拠のない方針を、労働省はひと握りの御用学者を勤員して打ち出

してきました。当センターは、社会党、全林野、全山労、労住医連などと協力して取り組んできました。残念ながら通達は阻止出来なかつたものの、通達撤回の声が現場の労働者、医師から広く沸き上がり、今後の闘いへの皆様の御支援、御協力を訴えます。

振動病に止まらず、労働者のいのちと健康を守る闘いは非常に厳しい状況におかれていますが、労災職業病闘争は労働運動の最も基本的な課題であることをふまえ、より一層活発な運動を進めていきたいと考えております。ところで、そのような積極的な運動展開を図る一方で、なかなか財政がついていけないというのが実状です。年々財政の健全化に向けて努力を続けておりますが、未だ達成せず、各位の御協力に頼らざるを得ません。趣旨の理解の上、一九八六年年末一時金カンパへの御協力を切にお願い申し上げる次第です。

胸部集検について

放射線被曝の『指標』と『想定』

健診における放射線被曝を考えよう。
B5版 14ページ 百円(送料含)
一冊増えることに50円増

—よしよ始まる

港湾のじん肺一斉健診

全港湾大阪支部

全港湾大阪支部は今春より準備をすすめていた組合員全員（二六〇〇）

名）を対象としたじん肺一斉健診をいよいよ十一月十六日より開始した。

全港湾の関西地本におけるじん肺闘争の歴史は長く、一九七三年の沿岸南支部（現、大阪支部）上組分会闘争にはじまる。同分会はシリコン

マンガンの荷役職場であり、当時じん肺健診を実施したところ、二一名中十三名がじん肺、残り八名もじん

肺の疑いありという結果が出た。ただちに十二名の労災申請を行い、大阪労基局交渉、機動隊の弾圧をはねのけ、問い合わせを展開した結果、一九七五年十月、三名の労災認定をかちとった。これが全国ではじめて港湾労

働者にじん肺が認定された闘いである。

その後もじん肺申請を行うも、労基局側は「港湾荷役は、じん肺法に定められた粉じん作業ではない。」

等と、じん肺の有無を検討せず門前払いするケースが多くみられ、このことから闘いを一分会、一部段階にとどめていたらどうしようもないところから、全港湾は一九八〇年前後より「港湾労働にじん肺法を適用せよ」の闘いを開始していく。そして一九八五年四月一日をもって港湾

にじん肺法が適用されることになつた。規則の改正とともに全港湾は、全国的に粉じん障害を予防し、粉じんによる被災者救済のために「じん

肺協定」を協定化する闘いが開始され、関西地方本部レベルにおいても、本年四月に企業との間に協定を締結した。

今回の大阪支部じん肺一斉健診は、これまでの約十五年にわたる支部安全衛生委員会を中心とした闘いを更に進化させていくものとしてあります。現場労働者のおかれている粉じん障害の現状を具体的に調査し、今後の労働者の健康管理に役立てることにあります。十一月十六日には第一次健診として胸部エックス線撮影が始まり、それに先だって十月から粉じん作業普及及び自覚症状のアンケート調査が実施されている。その後の予定として、じん肺有所見者に対しては、第二次健診として診察及び問診を行うことになっている。

この先数ヶ月を要する一大とりくみではあるが、安全センターとともに松浦診療所とともに全面協力していく決意である。

VDT労働の安全衛生対策学習会

『VDT作業の眼精疲労』

◇ 講師：宇土 博（広島大学医学部公衆衛生学教室）

◇ 日時：12月5日（金）午後6時～

◇ 場所：大阪市立労働会館 302号室

（地下鉄、国鉄環状線「森の宮」駅下車すぐ）

◇ 参加費：500円

——主催：関西労働者安全センター、VDT労働対策連絡会（仮）——

通勤※火事

かえり路

⑦

Fさんは長年勤務してきた営業所から、現場の方に転勤することになった。現在の自宅から今度の勤務地までは車で三時間かかるほど遠いところなので、自分が現場近くの独身寮に入居することにして、家族は自宅に残すこととした。そして上曜日に仕事が終われば自宅へ帰り家族とともに休日を過ごし、月曜日の朝は早めに自宅を出て勤務地へ向かうということにした。

ある月曜日のこと、朝6時に自宅を出発し、勤務地へ向かう途中に交通事故にあった。この場合は上曜日の夜から月曜日の早朝までを過ぎて自宅が「就業のための拠点」としての「住居」と認められるかという

とが問題になる。

一住居について労働省は通達の中で次のように規定している。①就業の必要性があつて家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借りたり、下宿をしたりしてそこから通勤している場合にはそこが住居となる。②通常は家族のいる所から通勤するが、早出や残業の場合には別に借りているアパートに泊まるという場合には、家族のいる自宅とアパートの双方が住居となる。

したがってFさんの場合は独身寮が「就業に関する特殊事情等により寝泊まりしていた場所」で、自宅は通常の住居であると認められるのかどうかという事になる。

この判断基準は、自宅に帰る事が習慣になっていたかと言うことと、自宅が通勤可能な距離であったかということである。現在のところ車での「住居」と認められるかといふ三時間の距離は認められていない。

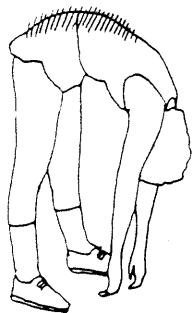
みんなでやろう ストレッチ体操

(8)

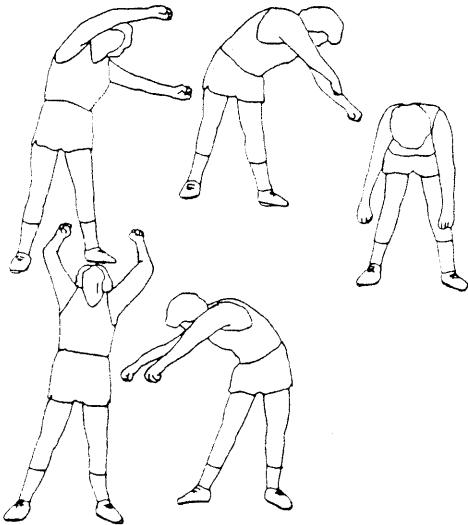
(医) 南労会 松浦診療所 運動療法室 油田 健一

前回に引き続き今回

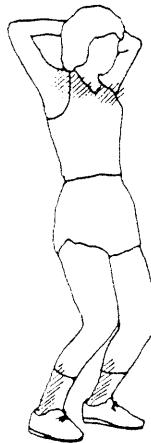
もおはようストレッチ
体操です。このところ
朝すいぶん冷え込んで
きました。できれば温
かい部屋の中でストレ
ッチしてください。外
でスル場合は身体を冷
やさないよう気をつ
けて。



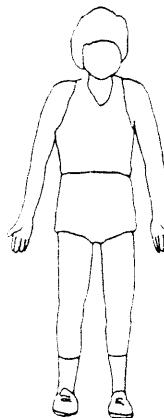
- ④ 息を吐きながら
体を前に曲げる
ひざはまげない
戻る時はひざを曲
げておきる
・ 5秒間 2回行う



- ⑦ 大きく深呼吸
・ 2~3回行う



- ⑤ 両手を頭の後ろ
にあて肘をはり腰
の力を抜いてひざ
を曲げる
・ 5秒間 2回行う



- ⑥ 体を大きくゆっ
くりまわす
・ 左右 2回づつ

十日目の新聞記事から

- 十一 出向問題で悩んでいた住友化成社員が、踏み切り内で電車にはねられ自殺（尼崎）
- 十三 入院中の国鉄新宿駅助役が、国電に飛び込み自殺（東京）
- 十五 弾道ミサイル搭載のソ連原子力潜水艦が北大西洋で火災を起こし、沈没、三人死亡
- 十七 部長に昇格したばかりの水道部長が「しんどい」の遺書残して首つり自殺（大阪島本町）
- 十九 勞働省が振動病について、労災保険適用を大幅に制限する「新治療指針」（五八五通達）を発令
- 二十 足場工事中に足場が折れ、作業員四人が転落、三人重軽傷（大阪）
- 二十四 ケースワーカーの使い込みが明るみに出たばかりの大坂市立更生相談所の職員が近鉄南大阪線に飛び込み、即死（大阪）
- 十五 日本道路公団の沖縄自動車道南伸道工事現場で、建設中の橋桁が崩れ落ち、十二名下の川に落下、作業員一人死亡、一人重体、十五人が重軽傷（沖縄）
- 十七 六甲アイランド沖でケミカルタンカーが爆発機関長ら二人が即死、三人が重傷（神戸）
- 十八 乗用車が街路樹などに激突、和歌山から出張中の社員ら三人が即死、一人軽傷（鳥取）
- 二十 ビル建設現場で足場の鉄板が曲がり作業員一人転落、全身打撲で死亡（東京）
- 二二 郵政省簡易保険局の室長が「仕事に行き詰まつた」などの遺書をのこし、京王井の頭線に飛び込み、即死（東京）
- 二五 一九四〇年代半ばから七〇年代初めにかけて米政府が服務者や病人など七百人を対象に放射能入体実験をしていたことが明らかに
- 二六 国道で大型トラックの荷台から崩れ落ちた鋼材がオートバイの会社員を直撃、右手の全指切断など一ヶ月の大ケガ（枚方）
- 二七 ダム建設現場から戻る途中のマイクロバスが谷底に転落、作業員四人死亡、三人重軽傷（福岡）

機関誌定期購読の申し込みについて

「関西労災職業病」は毎月一回の発行で定価は一冊百円です。

近隣地区及びまとめて取扱っていただけるときは直接手渡しで定価にてお渡ししている場合もありますが、原則としては郵送配布となっています。この場合の送料込みの料金は左記の表の通りです。尚、5部以上の場合は送料は当センター負担にてお送りします。

お申し込みは、電話・通信・直接振込等による納金（この場合は住所・氏名・会員のうちわけを明示して下さい）いずれでも結構です。

● 料金表

部 数	料 金 (年額)
1 部	2000円
2 部	3000円
3 部	4000円
4 部	5000円

部 数	料 金 (月額)
5 部	500円
6 部	600円

●以上1部増えるごと100円増

●郵便振替 大阪6-315742

●大阪労金口座 梅田支店 95721

(但し、労金口座御利用の場合は住所・氏名等必ず
要事項をハガキ、電話等で必ずお知らせ下さい。)

昭和50年10月29日 第二種郵便物認可

「関西労災職業病」

11月号（通巻第149号）

昭和61年11月10日発行

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127

大阪市北区天満橋3-5-28

（毎月一回10日発行）